

使 途 等 報 告 書

令和 5 年分

- 1 政 党 （ 支 部 ） の 名 称 （ふりがな） 自由民主党神奈川県支部連合会
じゆうみんしゅとうかながわけんしぶれんごうかい
- 2 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 横浜市中区日本大通18
KRCビル4F
- 3 代 表 者 の 氏 名 小 泉 進 次 郎
- 4 会 計 責 任 者 の 氏 名 相生 喬昭

区	分
☐ 政	党
☒ 政	党 の 支 部

すべての事務担当者の氏名

高 木 昭 彦

（電話）

045-641-8723

05/4/0/000

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

		十億	百万	千	円
政党交付金（支部政党交付金）の総額……………①		2	2	8 0 0	0 0 0
前年末政党基金（支部基金）残高……………②			2	1 5 3	3 3 6
政党交付金（支部政党交付金）による支出総額（④+⑤）……………③		2	2	6 9 2	9 2 4
政党交付金（支部政党交付金）支出充当額総額……………④		2	2	6 9 2	9 2 4
政党基金（支部基金）支出充当額総額……………⑤					0
政党基金（支部基金）の積立てに充てるために取り崩した政党基金（支部基金）の額……………⑥					0
政党基金（支部基金）積立総額（果実を含む。）……………⑦				1 0 7	0 9 3
政党基金（支部基金）の運用により収受した果実の総額					1 7
本年末等政党基金（支部基金）残高（②-⑤-⑥+⑦）……………⑧			2	2 6 0	4 2 9
（備 考）……………①-③+②-⑧					▲ 1 7

2 政党交付金（支部政党交付金）の内訳

交 付 を し た 者	年 月 日	金 額
自由民主党本部	R5, 02, 15	十億 1 百万 3 千 0 円 0
〃	R5, 03, 15	3 千 0 円 0
〃	R5, 04, 28	1 千 8 百 0 円 0
〃	R5, 07, 31	1 千 8 百 0 円 0
〃	R5, 10, 31	1 千 8 百 0 円 0
〃	R5, 12, 25	1 千 8 百 0 円 0
合 計		2 千 2 百 8 千 0 円 0

3 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額					政 党 交 付 金（支 部 政 党 交 付 金）充 当 額	政 党 基 金（支 部 基 金）充 当 額	備 考		
	(単位：円)									
1 支 部 政 党 交 付 金					0			0		
2 経 常 経 費										
(1) 人 件 費					0			0		
(2) 光 熱 水 費					0			0		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費					0			0		
(4) 事 務 所 費			1	7	5	9	7	7	2	4
小 計			1	7	5	9	7	7	2	4
3 政 治 活 動 費										
(1) 組 織 活 動 費					0			0		
(2) 選 挙 関 係 費					0			0		
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費			5	0	9	5	2	0	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費					0			0		
イ 宣 伝 事 業 費			5	0	9	5	2	0	0	
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費					0			0		
エ そ の 他 の 事 業 費					0			0		
(4) 調 査 研 究 費					0			0		
(5) 寄 附 金					0			0		
(6) そ の 他 の 経 費					0			0		
小 計			5	0	9	5	2	0	0	
合 計			2	2	6	9	2	9	2	4

(その4)

(その4)

(2) 支出の内訳表										項目別区分 事務所費(借料損料)										
支出の目的	金 額										年月日	支出を受けた者の氏名(団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる 事務所の所在地)	備 考						
	(単位:円)					政党交付金(支部政党 交付金) 充当額									政党基金(支部基金) 充 当 額					
家賃				14	664	77				14	664	77				0	R5,01,23	RMマネジメント株式会社	横浜市西区高島二丁目5番12号	
"				14	664	77				14	664	77				0	R5,02,21	"	"	
"				14	664	77				14	664	77				0	R5,03,22	"	"	
"				14	664	77				14	664	77				0	R5,04,24	"	"	
"				14	664	77				14	664	77				0	R5,05,25	"	"	
"				14	664	77				14	664	77				0	R5,06,27	"	"	
"				14	664	77				14	664	77				0	R5,07,24	"	"	
"				14	664	77				14	664	77				0	R5,08,23	"	"	
"				14	664	77				14	664	77				0	R5,09,25	"	"	
"				14	664	77				14	664	77				0	R5,10,25	"	"	
"				14	664	77				14	664	77				0	R5,11,22	"	"	
"				14	664	77				14	664	77				0	R5,12,15	"	"	
この頁の小計				17	597	7724				17	597	7724				0				
その他の支出						0						0				0				
合 計				17	597	7724				17	597	7724				0				

(その4)

(その4)

(2) 支出の内訳表											項目別区分 宣伝事業費(宣伝自動車購入および維持費)										
支出の目的	金 額										年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考							
	(単位:円)																				
	政党交付金(支部政党交付金) 充当額					政党基金(支部基金) 充 当 額															
車両リース代				3	2	9	6	7	0	0			0	R5,04,13	株式会社 ｼｹﾞｲ・ｽﾀｯﾌ	横浜市中区山下町279番1 YATビル701					
この頁の小計				3	2	9	6	7	0	0				0							
その他の支出										0				0							
合 計				3	2	9	6	7	0	0				0							

(その6)

4 政党基金（支部基金）の内訳

政党基金（支部基金）の名称		宣伝事業基金												
前年末の残高 ①	①	十億	百万	千	円	目 的	ポスター掲示板等の作成のため							
積立						取崩							し	
年 月 日	金 額					備 考	年 月 日	金 額					備 考	
R5, 12, 25	十億	百万	千	円		R5年分支部政党 交付金からの積立		十億	百万	千	円			
小 計 ②														
果 実														
年 月 日	金 額					備 考								
R5, 02, 18	十億	百万	千	円		預金利息								
R5, 08, 19						"								
小 計 ③														
合 計(②+③) ④							合 計 ⑤					0		
本年末等の残高 (①+④-⑤)⑥														
増減額 ⑥-①														

監 査 意 見 書

令和 6 年 1 月 18 日

規約第40条に基づく監査の結果について、下記のとおり報告します。

記

1 実施した監査の概要

令和5年分支部政党交付金及び支部基金の収支に関し、使途等報告書、会計帳簿、領収書等及び残高証明等について監査を行った。

2 監査の対象となった会計帳簿、領収書等及び残高証明等についての意見。

監査の結果、使途等報告書は、会計帳簿、領収書等及び残高証明等と一致し、令和5年分支部政党交付金及び支部基金の収支の状況を適正に記載しているものと認める。

3 その他の監査上の特記事項

なし

政党支部の名称

自由民主党神奈川県支部連合会

監査した者の職・氏名

会計監査

石井 源真



宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ① 領収書等及び残高証明等の写し等
- ② 監査意見書
- 3 監査報告書（本部に限る。）
- 4 提出を受けた支部報告書（宣誓書を含む。）及び監査意見書
- 5 総括文書（政党助成法第17条第2項第3号及び第4号）（本部に限る。）又は支部総括文書（同法第18条第2項第4号）（支部に限る。）

この報告書は、政党助成法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 1 月 18 日

政党（支部）の名称 自由民主党神奈川県支部連合会

会計責任者の氏名 桐生 秀昭

（ 備 考 ）

会計責任者本人が提出する場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合は当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。